

石巻市地域まちづくり委員会設置条例

平成17年4月1日

条例第13号

(設置)

第1条 石巻市における合併前の河北町、雄勝町、河南町、桃生町、北上町及び牡鹿町の地域の均衡ある発展及び活性化を図るため地域まちづくり委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(名称及び対象地域)

第2条 委員会の名称及びその対象地域は、次のとおりとする。

名 称	対 象 地 域
河北地域まちづくり委員会	合併前の河北町の地域
雄勝地域まちづくり委員会	合併前の雄勝町の地域
河南地域まちづくり委員会	合併前の河南町の地域（合併前の桃生町神取字西八反崎の地区を含む。）
桃生地域まちづくり委員会	合併前の桃生町の地域（合併前の桃生町神取字西八反崎の地区を除く。）
北上地域まちづくり委員会	合併前の北上町の地域
牡鹿地域まちづくり委員会	合併前の牡鹿町の地域

(所掌事務)

第3条 委員会は、市長の諮問に応じ、当該地域に係る次に掲げる事項について調査及び審議し、市長に答申する。

- (1) 法令に基づく新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の進捗状況に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、各種施策に関する計画の策定及び変更に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 委員会は、前項に定める事項のほか、当該地域のまちづくり施策について検討し、市長に提案をする。

(組織)

第4条 委員会は、委員20人以内をもって構成する。

(委員)

第5条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 当該地域において活動する団体から推薦された者
- (2) 学識経験者
- (3) 公募による者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 委員会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、委員会に諮った上で公開しないことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合支所において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(最初の委員会の招集)

- 2 委員が委嘱された後の最初に招集すべき委員会の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。